

別紙様式3

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号に基づく随意契約に係る情報の公開（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日行政改革本部決定）に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文(企画競争等)	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		再就職の役員の数 (※契約の相手方が公益社団法人又は公益財団法人(特例社団法人又は特例財団法人を含む。)の場合の記載事項)	うち農林水産省出身者	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人(特例社団法人又は特例財団法人を含む。)	特別な競争参加資格 (※提案者の数が1の場合の記載事項)	備考
	名称	所在地		商号又は名称	住所			移行困難な事由	移行予定年限				公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分						
1 高松山治山工事 場所:広島県広島市安佐北区 高松山 国有林 期間:平成26年12月26日~平成27年3月20日 工種:治山工事	分任支出負担行為 担当官 広島森林管理署長 富田 幸一	広島県広島 市中区吉島 東3-2-51	平成26年12月25日	沼田建設 株式 会社	広島県広島市 安佐北区可部 3-3-30	会計法第29 条の3第4項 (緊急随意契 約)	本工事は平成26年8月20日の広島県広島市北部での集中豪雨により、国有林内で発生した土砂災害の復旧を迅速に行う必要があるため、会計法(昭和22年法律第35号)第29の3第4項(緊急の必要により競争に付することができない場合)に該当するものとして、随意契約とした。	-	-	43,434,360	43,200,000	99.4%	-	-	-	-	1	-	特記事項無し	-